

光地区消防組合NET119緊急通報システム利用規約

光地区消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）が提供するNET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）をご利用される方は、消防本部への利用登録が必要です。

本規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り利用することができます。

1 登録の対象者

聴覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がいがあるなど、音声による119番通報が困難であり、管轄区域に在住、在勤又は在学し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている方です。

※管轄区域は、光市、田布施町及び周南市（平成15年4月20日における熊毛町の区域に限る。）です。

2 登録の申請等

（1）留意事項

ア 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末など（以下「携帯通信端末」という。）をご利用の場合は、携帯通信端末1台ごとに登録が必要です。

イ NET119のご利用には、GPS機能を搭載し、インターネット接続が可能な携帯通信端末が必要です。

ウ セキュリティ対策の都合上、安全な通信が困難な古い機種種の携帯通信端末では、NET119が利用できない場合があります。

エ 消防本部が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できない場合がありますので、通報時はGPS機能を常にONの状態に設定してください。

オ 携帯通信端末の電子メール機能に、迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、次のドメインから送信される電子メールを受信拒否しないよう設定してください。

net119.speecan.jp（NET119から送信する電子メール）

119.city.hikari.lg.jp（消防本部から送信する電子メール）

なお、消防本部は迷惑メールフィルタリング等の設定に関するお問合せには対応できません。各携帯電話会社へお問い合わせください。

カ 認証エラーなどが発生してNET119が利用できない場合は、「14 お問合せ先」までご連絡ください。

キ NET119は、緊急時にのみ使用してください。

(2) 申請の方法

次のいずれかの方法により登録の申請をしてください。

ア ご自身の携帯通信端末のウェブブラウザ上から申請する方法

イ 利用登録申請書兼承諾書（様式第1号）を消防本部へ提出する方法

(3) 申請の内容

ア 消防本部が迅速に対応するために、申請には次の情報が必要です。

住所・名前・性別・生年月日・携帯通信端末の情報（電子メールアドレス、電話番号）

イ 通報時、体調不良等の理由により詳細な通報場所を消防本部に伝えることができない場合、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を登録することができます。

消防本部が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、ご登録をお願いします。

自宅電話番号・自宅FAX番号・よく行く場所・医療情報（現病歴、既往歴、かかりつけ医療機関など）

ウ 通報時に、何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった場合は、緊急連絡先（氏名、関係・続柄、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）に登録された方に居場所の問合せを行う場合があります。ご家族など、問合せに対応できる方を登録してください。

なお、この場合は、緊急連絡先として登録する方から同意を得てください。

3 利用の開始時期

登録された電子メールアドレスに、登録完了及び利用開始について、消防本部から電子メールを送信し、お知らせします。

登録完了の電子メールが届いた日からNET119の利用が可能となります。

4 登録内容の変更又は廃止

次の事由が発生した場合には、利用者登録変更・廃止届出書（様式第2号）により、速やかに登録情報の変更又は廃止の手続きを行ってください。

(1) ウェブブラウザ上に入力した申請内容又は様式第1号に記載した内容に変更が生じた場合。（転居やメールアドレスの変更等）

- (2) 利用する携帯通信端末を変更した場合。
- (3) 利用を中止したい場合。(廃止する場合。)

5 登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、登録を取り消す場合があります。

- (1) 利用を中止する旨の届け出(廃止)があった場合。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により、登録者となった場合。
- (3) 転居、死亡、その他の事由により、対象者でなくなった場合。
- (4) NET119の運用上、重大な支障を及ぼすおそれがある場合。

6 利用料金

NET119は無料でご利用いただけますが、NET119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者のご負担となります。

7 個人情報の取扱い

- (1) 登録された個人情報は、「光地区消防組合個人情報保護条例」(平成25年光地区消防組合条例第2号)に基づき適正に管理し、NET119による緊急通報に関する業務の範囲内で使用し、目的外での使用はいたしません。
- (2) NET119を利用して、消防本部の管轄区域外から通報した場合は、その通報場所を管轄する消防本部(以下「他消防本部」という。)へ通報が転送され、利用者情報を含めた登録情報が他消防本部へ提供されます。
- (3) 消防本部(他消防本部を含む。)は、必要に応じて搬送先医療機関や警察等の関係機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問合せは、消防本部総務課までご連絡ください。
- (5) 利用中止手続中に、利用者のご自身の個人情報の削除を請求した場合、登録抹消までには一定の期間を要します。
- (6) 利用中止等に伴う登録抹消の後においても、利用者の登録者情報及び通報内容並びに通報履歴は、消防業務や救急業務の記録保全等を目的として、相当の期間が経過するまで消防本部が保管します。
- (7) 消防本部が委託するNET119事業者に変更が生じた場合、変更前の事業者から変更後の事業者へ、利用者の登録情報を引き継ぎます。

なお、変更前の事業者が保有する利用者の登録情報は、引き継いだ後に完全に消去します。

8 通報時における注意点

- (1) 通報を行う場合は、まず「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が消防本部に送られます。GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、消防本部に接続され文字による会話（チャット）が開始されますので詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合は、事前に登録された電子メールアドレス宛に消防本部から呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、電子メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段による通報（第三者による通報等）をご案内することがあります。

9 サービスが利用できない場合

- (1) NET119はインターネットサービスを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。
- (2) 消防本部がNET119のメンテナンスを行う場合には、ご登録の電子メールアドレス宛てに通報ができないことを通知しますので、常に電子メールを受信できるようにしておいてください。

10 禁止事項

NET119のご利用に当たって、次の行為が認められた場合は、機能の制限又はご登録を抹消する等の措置をとる場合があります。

- (1) 法令、インターネット上で一般的に順守されている規制等に違反する行為
- (2) 他の利用者、消防本部又は第三者に不利益や損害を与える行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 虚偽の情報を登録、投稿又は送信する行為
- (5) NET119の運営を妨害する行為
- (6) NET119を譲渡、貸与又は使用許諾する行為
- (7) NET119の信用を著しく損なわせる行為

(8) その他、消防本部又はシステム事業者が不適切と判断する行為

11 免責事項

- (1) NET119に関する情報が、利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利の侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、消防本部は一切の責任を負いません。
- (2) 利用者の携帯通信端末環境、通信環境又はその他の理由によって、NET119が正常にご利用できない場合がありますが、これにより利用者に生じた損害について、消防本部は一切の責任を負いません。
- (3) NET119を利用者の携帯通信端末にご登録するに当たって、利用者の携帯通信端末がコンピューターウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、消防本部は一切の責任を負いません。
- (4) 天災地変、その他非常事態によりNET119が正常にご利用できない場合は、消防本部は一切の責任を負いません。

12 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、通報訓練を行うことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での模擬通報の体験ができます。「練習通報」が消防本部に接続されることはありませんので、操作に慣れるためにも積極的に「練習通報」機能を活用してください。
- (2) ご利用する携帯通信端末は、セキュリティ機能による画面ロック等を活用するなど、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) ご登録時に提供するIDとパスワードは、個人を認識する情報ですので、第三者には知らせないでください。
- (4) ご登録された電子メールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、消防本部から定期的に電子メールを送信させていただく場合があります。長期間にわたり応答がない場合には、ご利用の停止又はご登録の削除を行うことがあります。

13 規約の変更

消防本部は、本規約を随時変更できるものとし、変更後の規約は消防本部ホームページに掲示することにより利用者に通知するものとし、変更後の規約は、消防本部ホームページに掲示した時点で効力が生じるものとします。

14 お問い合わせ先

(1) NET119の利用開始、変更、削除等について

消防本部総務課

FAX 0833-74-5611

電子メール soumu@119.city.hikari.lg.jp

(2) NET119の通報について

中央消防署（指令担当）

FAX 0833-72-1211

電子メール shirei@119.city.hikari.lg.jp